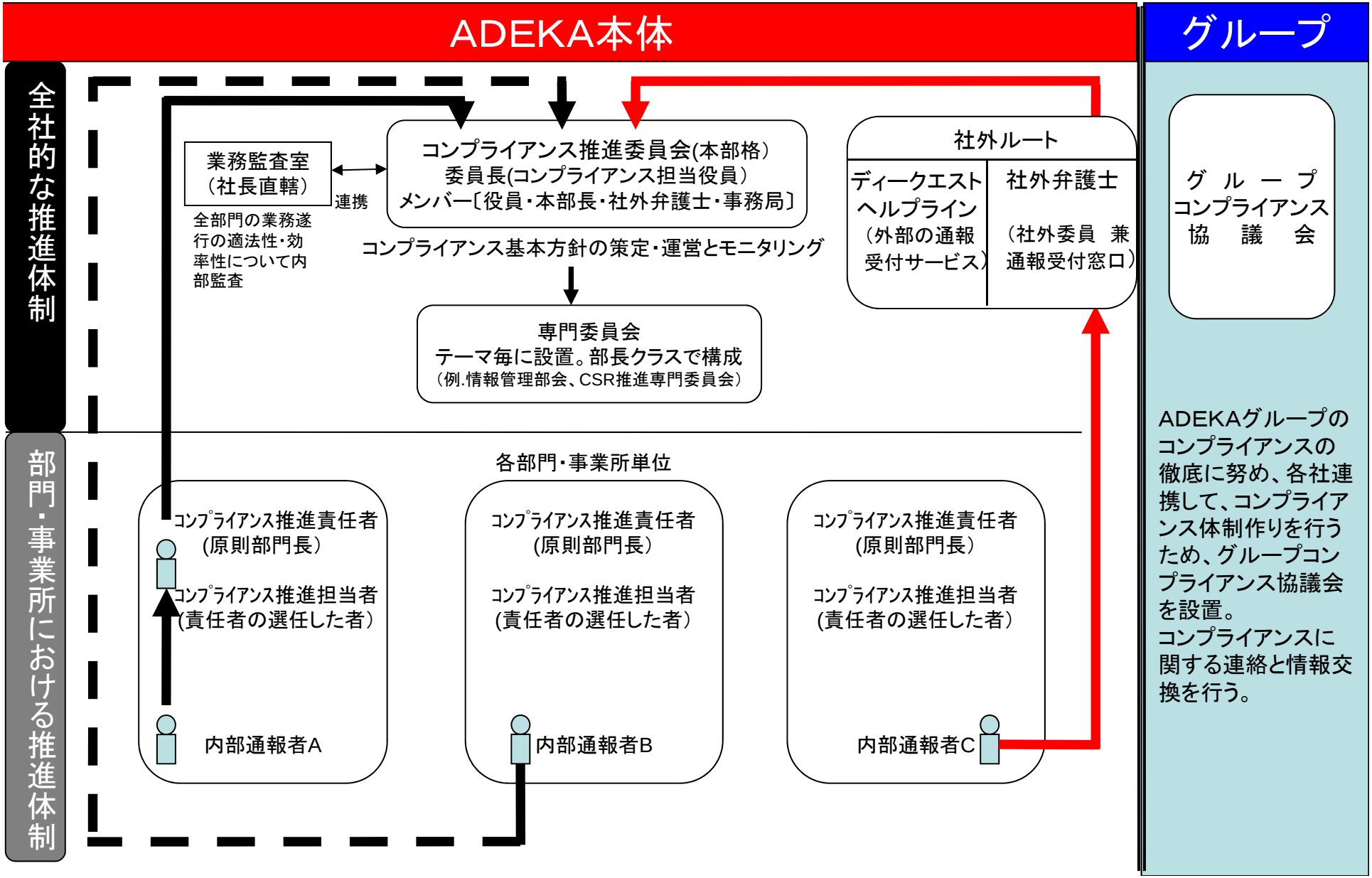
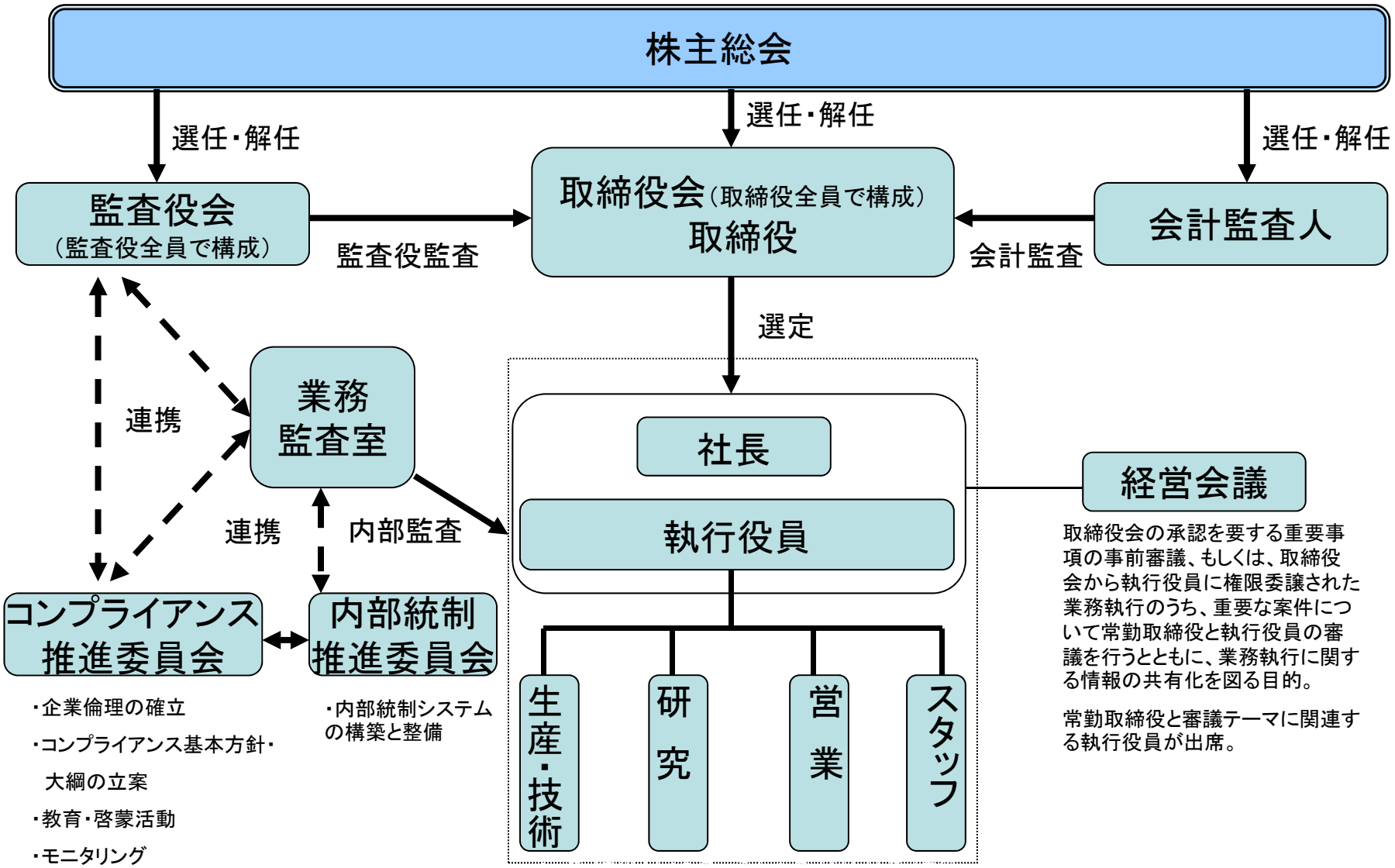
ADEKAグループ コンプライアンス組織体制図



当社のコーポレート･ガバナンス概要図（経営管理体制図）



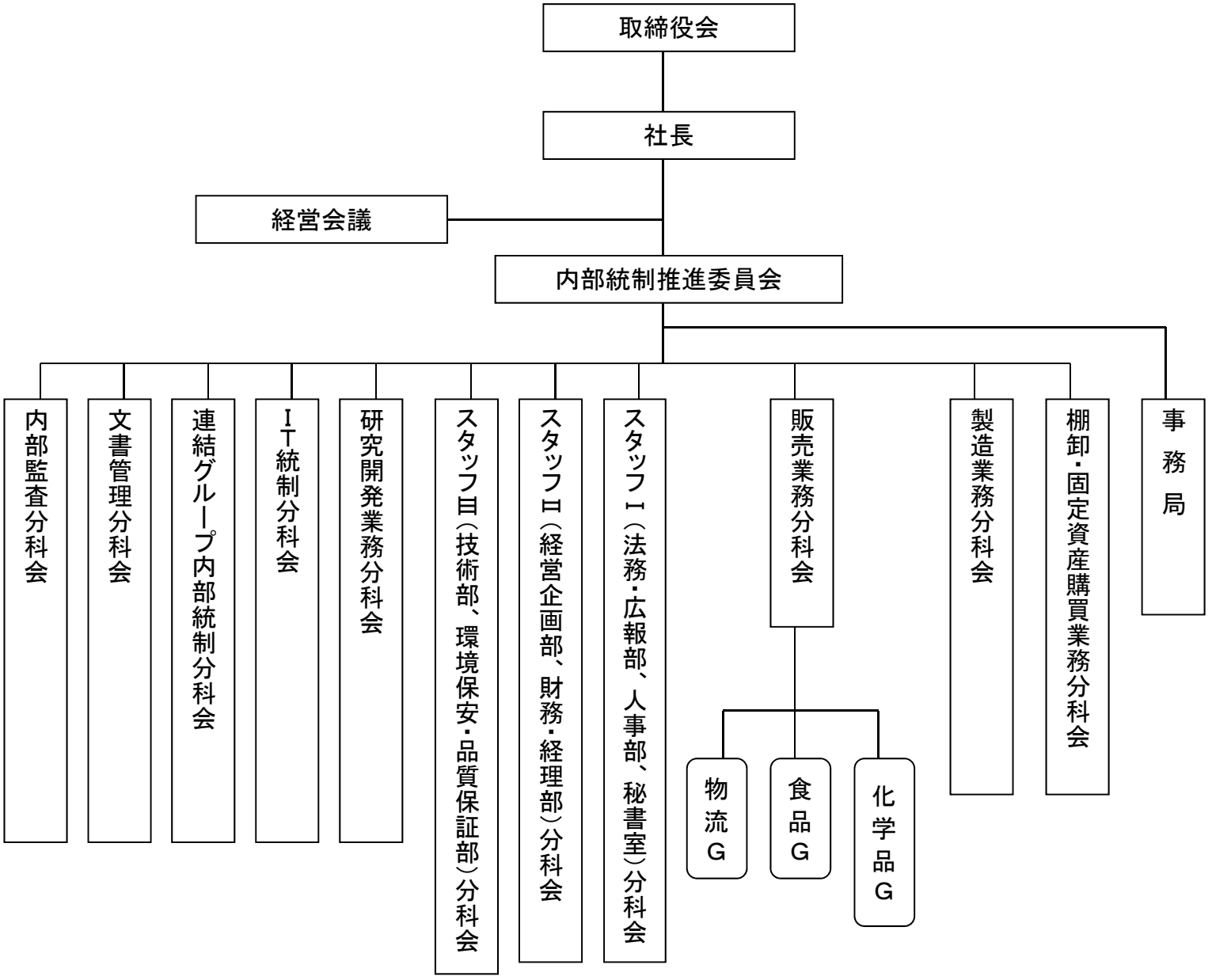
取締役会の承認を要する重要事項の事前審議、もしくは、取締役会から執行役員に権限委譲された業務執行のうち、重要な案件について常勤取締役と執行役員の審議を行うとともに、業務執行に関する情報の共有化を図る目的。

常勤取締役と審議テーマに関連する執行役員が出席。

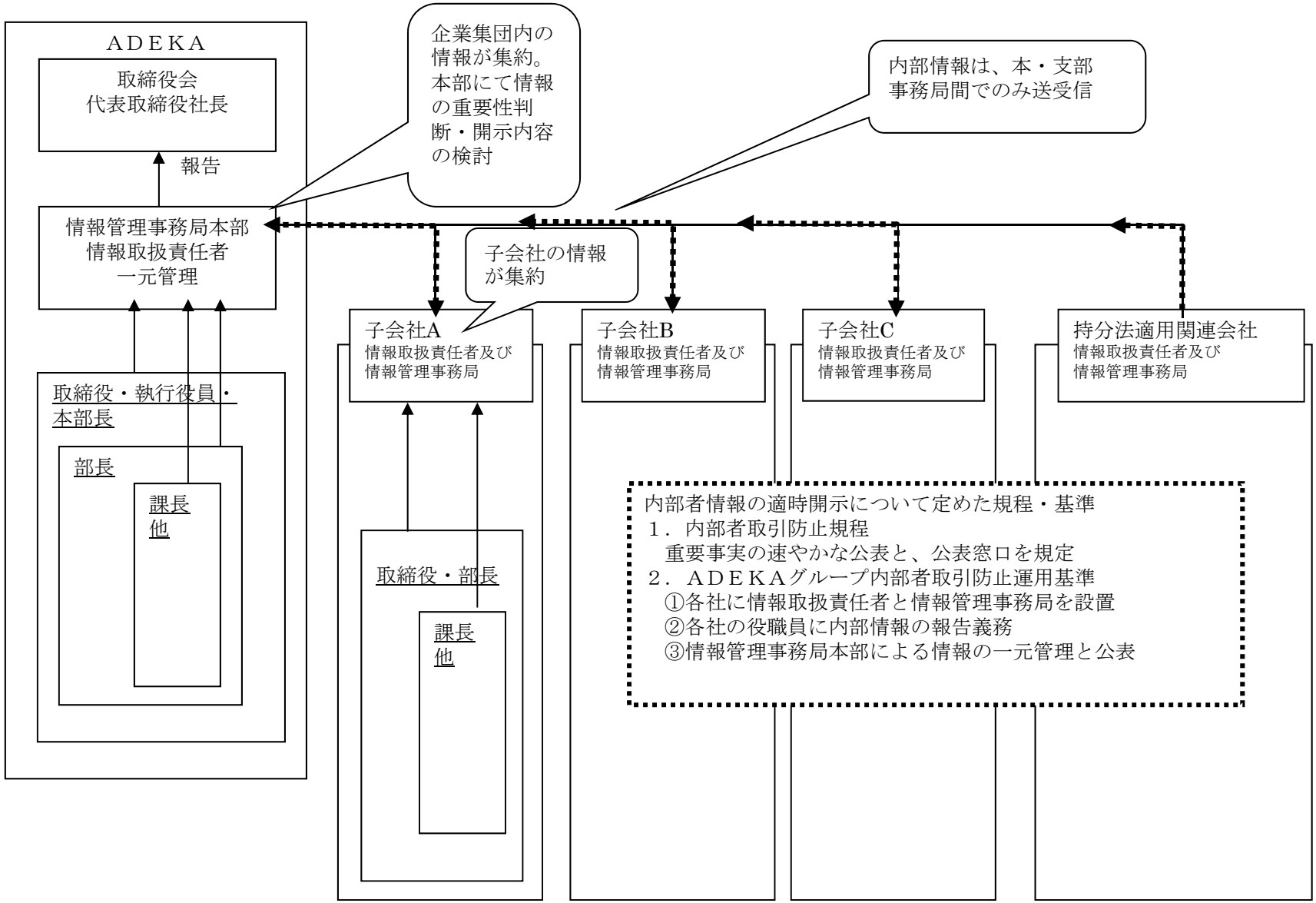
・企業倫理の確立
・コンプライアンス基本方針・大綱の立案
・教育・啓蒙活動
・モニタリング

・内部統制システムの構築と整備

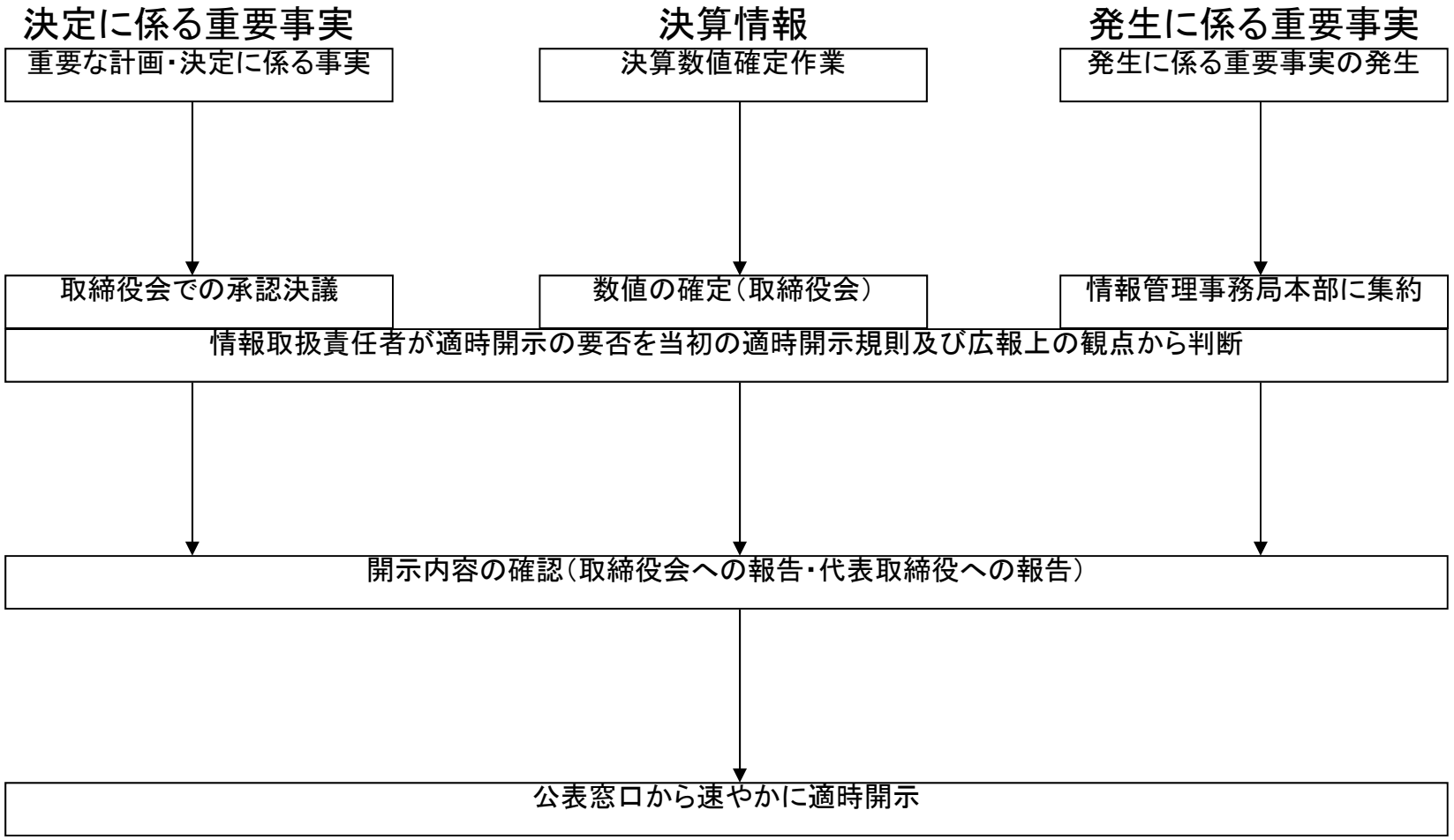
内部統制推進委員会の分科会構成



内部情報管理と適時開示のための社内組織概要図

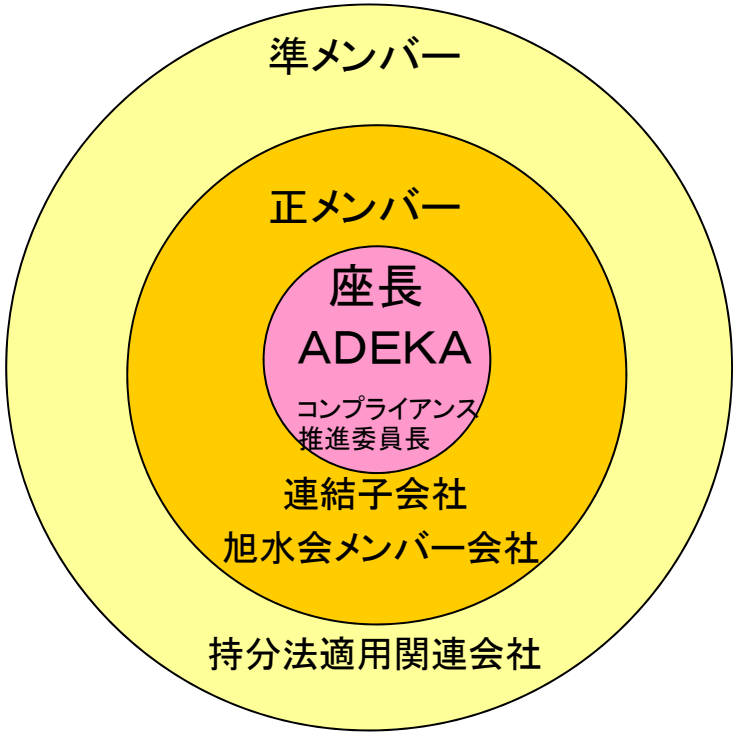


適時開示までの流れ


決定に係る重要事実
決算情報
発生に係る重要事実
重要な計画・決定に係る事実
決算数値確定作業
発生に係る重要事実の発生
取締役会での承認決議
数値の確定（取締役会）
情報管理事務局本部に集約
情報取扱責任者が適時開示の要否を当初の適時開示規則及び広報上の観点から判断
開示内容の確認（取締役会への報告・代表取締役への報告）
公表窓口から速やかに適時開示

グループ コンプライアンス体制

1．グループコンプライアンス協議会の設置



1．目的：
ADEKAグループのコンプライアンスの徹底に努め、
各社連携して、コンプライアンス体制作りを行う。
そのため、グループコンプライアンス協議会を設置。
コンプライアンスに関する連絡と情報交換を行う。

2．メンバー：

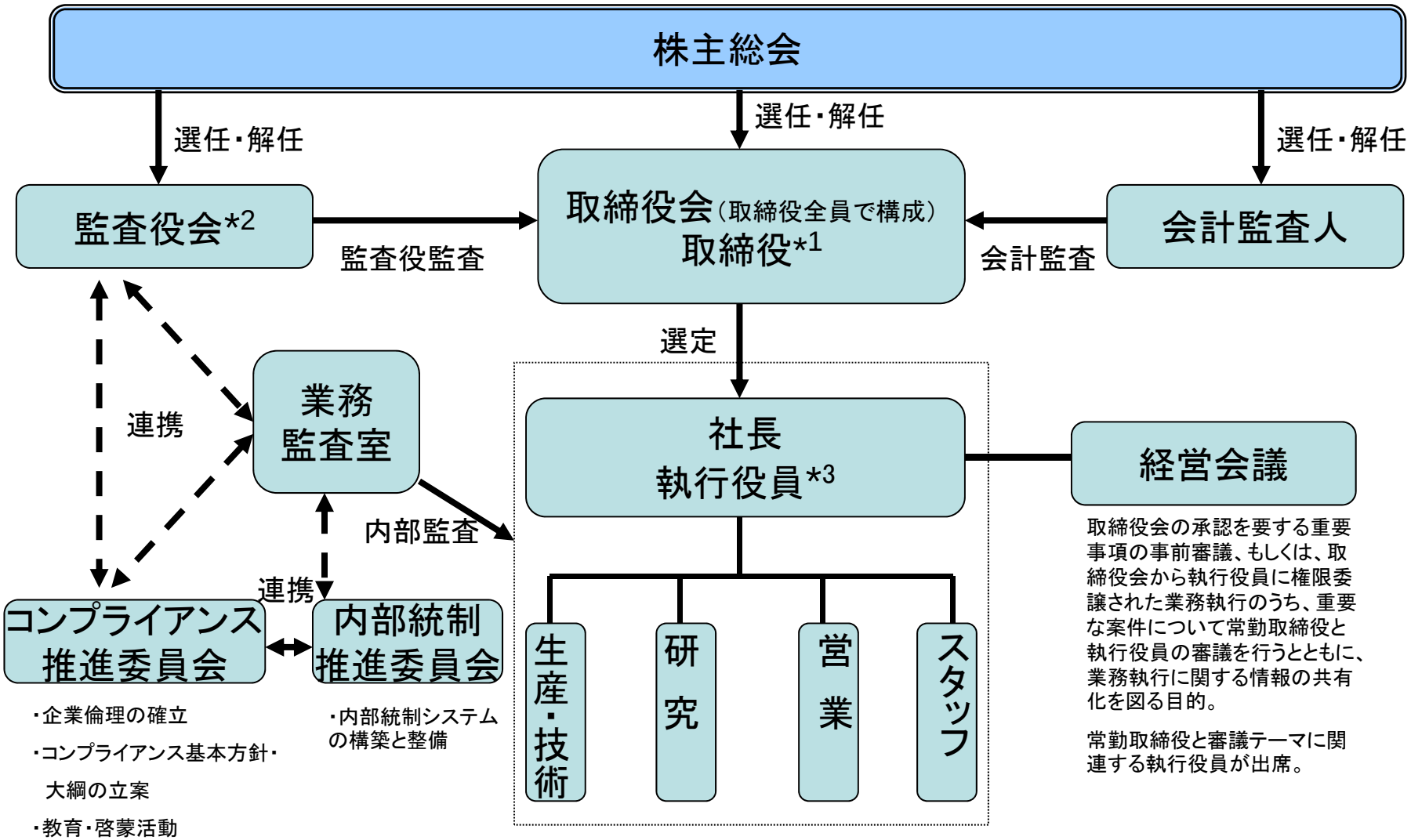
①座長：ADEKA	コンプライアンス推進委員長
②正メンバー会社1	連結子会社
③正メンバー会社2	上記以外の旭水会メンバー
④準メンバー会社	持分法適用関連会社

3．開催頻度：
年に2回および臨時に開催

2．子会社・関連会社の監督

(1)グループ企業に取締役および監査役を派遣し、業務の監督を行う。
(2) グループ会社は、当社業務監査室の定期的な内部監査を受け入れ、
その報告を受ける。
グループ会社に対する監査の結果は、当社の代表取締役と監査役に
報告される。

当社のコーポレート･ガバナンス概要図（経営管理体制図）



・企業倫理の確立
・コンプライアンス基本方針・大綱の立案
・教育・啓蒙活動
・モニタリング

・内部統制システムの構築と整備

取締役会の承認を要する重要事項の事前審議、もしくは、取締役会から執行役員に権限委譲された業務執行のうち、重要な案件について常勤取締役と執行役員の審議を行うとともに、業務執行に関する情報の共有化を図る目的。

常勤取締役と審議テーマに関連する執行役員が出席。

＊１　取締役は10名
＊２　監査役は4名、うち3名が社外監査役
＊３　執行役員19名（うち取締役兼務8名、非兼務11名）
（うち役付執行役員３名：専務2名、常務１名）